令和８年（行ウ）第762号
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定取消等請求事件
原告　宮部　龍彦
被告　国

証 拠 説 明 書

令和８年10月27日

東京地方裁判所民事第３部Ａ１係　御中

原告　宮部　龍彦

号証	標目	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲001	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）	R8.10.19	大阪法務局長	本件決定とその理由
甲002	保有個人情報利用停止請求書	R8.9.28	原告	本件請求の趣旨と理由
甲003	保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）	R8.9.17	大阪法務局長	本件個人情報の開示とその利用目的
甲004	特別事件処理報告書	R8.5.8	大阪法務局長	令和８年３月30日に事件が処理されたこと
甲005	説示（人第91号）	R8.2.3	大阪法務局長	本件説示の内容
甲006	説示の撤回等を求める共同申入書	R8.9.28	示現舎合同会社、原告	原告が本件説示に応じないと明らかにしたこと

号証	標目	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲 007	人権侵犯事件調査処理規程	H16.4.1	法務省	説示と救済手続終了後の配慮が訓令に定められていること
甲 008	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（抜粋）	R4.1	個人情報保護委員会	保有は必要最小限に限られ、利用停止の判断は客観的に行うべきこと
甲 009	第 213 回国会衆議院法務委員会議録第 14 号（抜粋）	R6.4.23	衆議院	説示等に強制力はないとの法務省人権擁護局長の答弁
甲 010	参議院議案情報「人権擁護法案」	H18.7.11	参議院	人権擁護法案が審議未了となったこと
甲 011	衆議院「第 181 回国会 議案の一覧」（抜粋）	不明	衆議院	人権委員会設置法案が審議未了となったこと

（注）いずれも民事訴訟法 231 条の 2 の電磁的記録として提出する。甲 001、甲 003 ないし甲 006 は紙の文書を電子化したもの、甲 007 ないし甲 011 は各ウェブサイトから取得したものである。甲 004 は開示を受けた文書の 69 頁から 73 頁である。

以上